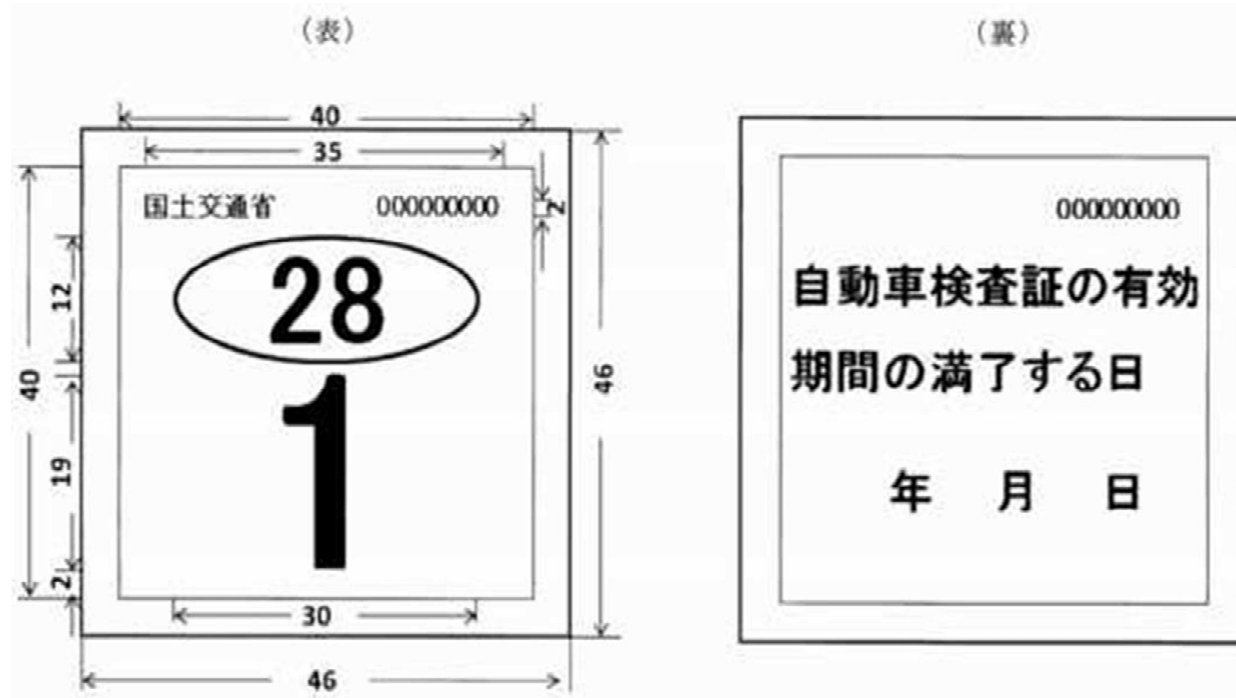


軽第九号様式(検査標章)(第四条関係)



- 注(1) 検査標章には、自動車の前面ガラスに貼り付けるものにあつては図の(表)及び(裏)、車両番号標に貼り付けるものにあつては図の(表)の例により、自動車検査証の有効期間の満了する日の属する年を表す数字を黒線の楕円形内に黒字で、また自動車検査証の有効期間の満了する日の属する月を表す数字を黒字で表示すること。
- (2) 検査標章の地色は黄色とし、「国土交通省」の文字は黒色とすること。
- (3) 軽自動車検査協会が交付する検査標章については、「国土交通省」の表示に代えて「軽自動車検査協会」を表示すること。
- (4) 寸法の単位は、ミリメートルとすること。